

共長出張所及び防災センター建設工事設計業務委託

プロポーザル実施要領



大府市公式
マスコットキャラクター
おぶちゃん

平成30年2月

大府市消防本部庶務課

目 次

1. 事業の目的及び業務内容の概要
2. プロポーザル方式採用の具体的な理由及びその導入効果
3. 事業スケジュール及び受託者の決定までの事務手順
4. 応募に係る事務手続き
5. 参加資格
6. 技術提案書の作成要領
7. 審査
8. 契約手続き
9. 失格
10. 参加の辞退
11. その他
12. 事務局

1. 事業の目的及び業務内容の概要

1) 事業の目的

本事業は現大府市消防署共長出張所（大府市明成町地内）の消防力の充実強化及び施設の老朽化への対応を目的とした新築移転を計画している。新築移転に伴い、多くの市民が消防設備の使い方や災害を疑似体験し学習することで、防災意識の向上と防災教育の推進を担う中核施設として防災センターを併設する。

2) 業務内容の概要

①委託名

共長出張所及び防災センター建設工事設計業務委託

②施設等名称

大府市消防署共長出張所・（仮称）防災センター

③委託場所

大府市明成町地内

④委託内容

ア) 設計業務

出張所・防災センターその他これらに付帯する工事の設計に関する業務（防災センターに関する展示設計を除く）

イ) 調査業務

ウ) 設計ワークショップ

エ) その他資料作成への協力

市が行う申請書類、予算対応等で必要となる資料作成への協力

⑤委託期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

⑥予定契約金額

25,999,920 円（消費税8%込み）

⑦予定工事費

428,000,000 円（消費税10%込み）内、造成費 64,000,000 円、建築費 364,000,000 円を予定している。なお、今後の設計による積算、物価変動、消費税率の改定等があった場合は、その都度協議する。

2. プロポーザル方式採用の具体的な理由及びその導入効果

出張所及び防災センターにおいて、建設予定地の敷地形状を活かし、優れた意匠と機能を併せ持ち、市民に愛される施設の建設が求められる。また、本施設は特殊な建築物であるため、同種の施設における設計実績があり、最も優れた提案と技術力を持つ設計業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 事業スケジュール及び受託者の決定までの事務手順

平成30年	2月 8日 (木)	実施要領等の公告
	2月15日 (木)	質問の受付期限 (1次)
	2月20日 (火)	質問の回答期日 (1次)
	2月23日 (金)	参加表明書等の提出期限
	3月 2日 (金)	1次審査結果の通知
	3月 6日 (火)	質問の受付期限 (2次)
	3月13日 (火)	質問の回答期日 (2次)
	3月26日 (月)	技術提案書等の提出期限
	4月 6日 (金)	ヒアリング、審査会
	4月16日 (月)	指名資格審査委員会
	4月中旬以降	審査結果の通知、公表、契約

4. 応募に係る事務手続き

1) 事業に関する質問

- ① 1次審査までの手続きに関して不明な点がある場合は、質問書（様式第6号）を、平成30年2月15日（木）午後5時までに電子メールにより事務局へ問い合わせすること。
- ② 質問（1次）に対しては、平成30年2月20日（木）までに電子メールで回答します。
- ③ 2次審査以降の手続き、内容に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第6号）を、平成30年3月2日（金）から3月6日（火）午後5時までに電子メールにより事務局へ問い合わせすること。
- ④ 質問（2次）に対しては、平成30年3月13日（火）までに電子メールで回答します。

2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次に掲げる書類を事務局へ提出すること。

名 称	様式番号
・参加表明書	様式第1号
・会社概要書（代表企業）	様式第2-1号
・会社概要書（協力企業）	様式第2-2号
・設計実績調書	様式第3号
・配置予定技術者調書	様式第4号
・各種証明資料	

①提出期間：平成30年2月16日（金）～平成30年2月23日（金）
午後5時まで

②提出部数：9部

③提出方法：持参または郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、
郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

3) 技術提案書の提出

1次審査を通過した者は、提出期間内に次に掲げる書類を事務局へ提出する。

名 称	様式番号
・技術提案書	様式第5号
・技術提案書 添付資料	任意様式

①提出期間：平成30年3月7日（水）～平成30年3月26日（月）
午後5時まで

②提出部数：9部、データファイル入り CD-ROM 1枚
データは、MicrosoftOffice2010 で確認ができる形式、または
PDF形式のデータとする。

③提出方法：持参または郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、
郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

4) ヒアリング

①技術提案書を提出した者を対象に、大府市消防署共長出張所及び防災センター建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるヒアリングを実施する。

②ヒアリングの出席者は3名以内とし、配置予定技術者のうち管理技術者及

び意匠主任技術者が出席すること。

③技術提案書の説明に15分以内、質疑応答で15分以内を予定とする。

④説明には、プロジェクターによる説明資料の掲示・投影は認めるが、資料の追加配布は行わない。ただし、記録用として説明に使用した資料を1部、事務局に提出すること。

⑤パソコンやプロジェクター等の電子機器を使用する場合は、技術提案書の提出時に申し出て、当日持参すること。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に示す要件を全て満たす者とする。

また、協力企業に当たっては、「2）、4）、8）」を除く全ての要件を満たす者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 大府市入札参加資格者名簿（工事関係委託）に登録されている者であること。かつ、平成30年2月15日までに平成30・31年度大府市入札参加資格申請（工事関係委託）を行った者であること。
- 3) 愛知県内に住所を有する本店または支店であること。
- 4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- 5) 大府市不正契約者等指名停止取扱要領による指名停止を現に受けていない者であること。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 8) 延床面積が800㎡以上の消防署または出張所の新築工事に関する設計業務を自社で行ったことがあること。

6. 技術提案書の作成要領

- 1) 提出する書類は、A3用紙の横使いとし、2枚以内にまとめて提出すること。
- 2) 使用する文字は10.5pt以上とすること。
- 3) 技術提案書は、1者につき1案とする。
- 4) 技術提案書は、以下の内容を網羅すること。

ア) 実施方針

①設計コンセプト

②取組体制、工程計画

イ) 技術提案

- ①敷地の有効活用及びスムーズな動線を考慮した配置計画
- ②大規模災害時における施設の利活用に関する提案
- ③建設費及びランニングコストの低減に対する提案
- ④周辺環境への配慮及び地元の資材の活用に関する提案

7. 審査

1) 審査委員会

審査委員会の委員は次のとおりとする。

- ①学識経験者
- ②消防団長
- ③危機管理課長
- ④建築住宅課長
- ⑤出張所長
- ⑥庶務課長

2) 審査方法

- ①審査委員会により、各委員が各提案について審査を行う。
- ②審査方法は、審査項目ごとの評価点数で競う。
- ③応募総数が1者であっても審査を行う。

3) 1次審査（実績・資格審査）

設計実績調書、配置予定技術者調書をもとに書類審査により上位の5者に選定する。1次審査の点数が20点未満の者は失格とする。なお、同点の場合は実績評価が高い者を上位とする。

応募者全員に審査結果を書面にて通知する。

4) 2次審査（技術提案審査）

審査委員は審査基準を基に、技術提案書及びヒアリングに関する採点を行う。

5) 優先交渉権者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案書を提出した最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、応募総数が1者のみの場合で総合点数が65点未満の者は優先交渉権者としない。

なお、最優秀提案者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者に選定する。

8. 契約手続き

契約の締結については、「7. 審査」により選定された結果を、大府市指名資格審査委員会の審議により、受託者が決定した後に契約の締結を予定している。

なお、優先交渉権者が契約前に「5. 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、市は契約を締結しないことができる。これにより契約に至らなかった場合、市はその損害賠償の責を負わない。

9. 失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。

- 1) 契約締結日までの間に、大府市から指名停止等の措置を受けた場合。
- 2) 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合。
- 3) 提出書類の記載内容及びヒアリング内容に虚偽の内容が認められた場合。
- 4) このプロポーザルに関する事項について、審査委員への接触が認められた場合。
- 5) 業務仕様書の内容を満たしていない場合。

10. 参加の辞退

参加表明書提出後、辞退する場合は参加辞退届（様式第7号）を使用して、事務局へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いはないものとする。郵送する場合は、必ず書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかとし、併せて電話連絡をすること。

11. その他

- 1) 技術提案書などの作成経費、旅費などの必要経費は、参加者の負担とする。
- 2) 提出された技術提案書は、複製または加工を行い大府市における会議等の資料に使用することがある。
- 3) 提出された提案書等は返却しない。

12. 事務局

〒474-0023 大府市大東町三丁目202番地

大府市消防本部 庶務課 庶務施設担当

担 当 長井

電話番号 (0562) 47-2207

FAX 番号 (0562) 44-9922

E-mail shomu-119@city.obu.lg.jp